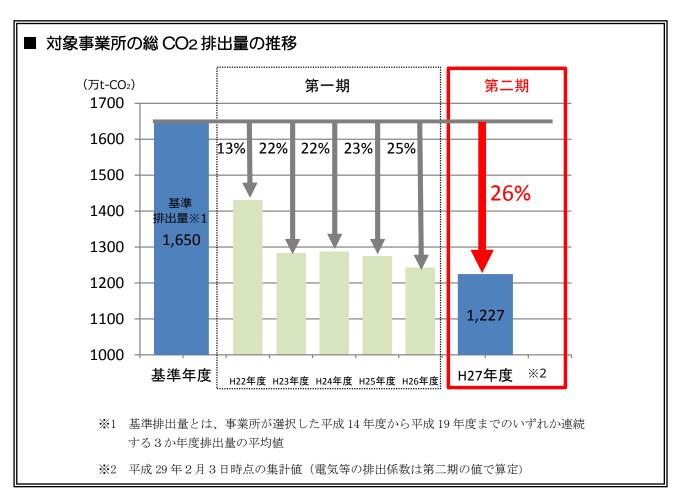


東京都 キャップ&トレード制度 第二計画期間初年度の実績 第二計画期間においても対象事業所の排出量削減が継続

このたび、キャップ&トレード制度の第二計画期間初年度の排出量を集計し、削減 実績をとりまとめましたので、お知らせします。

平成 27 年度の対象事業所の排出量は合計 1,227 万トンとなり、積極的な省エネ対策への取組によって、基準排出量から▲26%削減(前年度比▲1%、▲16 万トン削減)を達成しました。また、総延べ床面積が増加する中でも削減が継続しており、床面積当たりの排出量も減少しています。

都は、第二計画期間においても、全ての事業所が義務履行できるよう、引き続き、対象事業所における CO2 削減を促進してまいります。



○ 東京都キャップ&トレード制度とは

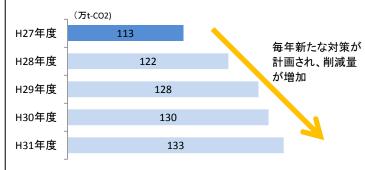
都は、平成 22 年度から環境確保条例に基づき、大規模事業所に対する「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度(キャップ&トレード制度)」を開始しました。

削減義務率:第一期(平成22年度~平成26年度) 8%又は6%

第二期(平成27年度~平成31年度) 17%又は15%

・対象事業所:約1,300 事業所(年間のエネルギー使用量が原油換算で1,500kL以上の事業所)

➤ 対策の実施・計画状況の分析



- ・第二期の義務履行に向け、新たな 省エネ対策が実施・計画されて おり、今後も削減が進む見込み
- ・特に、LED 照明等、高効率機器 への更新による削減対策が多い。

《対象事業所が実施・計画している対策による削減量》

《計画書に記載された削減対策》

| 件数 | 削減量(t) |
|-----|---|
| 382 | 148,683 |
| 381 | 34,116 |
| 370 | 35,690 |
| 73 | 3,408 |
| 36 | 6,608 |
| 279 | 24,955 |
| 112 | 16,800 |
| 47 | 3,776 |
| 270 | 16,944 |
| 101 | 13,195 |
| 33 | 730 |
| 145 | 14,788 |
| | 382 381 370 73 36 279 112 47 270 101 |

| 熱源・空調・照明の削減対策 | 件数 | 削減量(t) |
|-----------------------|--------|-----------|
| ビルエネルギーマネジメントシステムの導入 | 48 | 7,387 |
| うち、見える化 | 9 | 649 |
| デマンドコントローラー | 6 | 557 |
| 高効率照明及び省エネ制御の導入 | 1,581 | 119,458 |
| うち、LED | 1,293 | 100,067 |
| うち、Hf | 112 | 9,383 |
| うち、センサー | 99 | 3,580 |
| 照度条件の緩和 | 319 | 23,617 |
| 居室の昼休み及び時間外の消灯及び間引き消灯 | 30 | 937 |
| エレベーターの省エネ制御の導入 | 118 | 2,682 |
| 合計 | 11,038 | 1,335,268 |

➤ 義務達成手段の一つとして低炭素電力・熱を選択

- 第二期より、都が認定する CO2 排出係数の小さい供給事業者*から電気又は熱を調達し た場合に、CO2 削減分として認める仕組みを新たに導入
- ・平成27年度には、低炭素電力については16事業所、低炭素熱については103事業所 が本仕組みを活用

《平成27年度に低炭素電力・熱を選択した事業所》

| 種別 | 事業所数 | 削減量 (合計) | 排出量に対する 削減量の割合 (平均) |
|-------|--------|---------------|---------------------------|
| 低炭素電力 | 16事業所 | 約 1,600 t-CO2 | 約 2.0 % |
| 低炭素熱 | 103事業所 | 約 4,800 t-CO2 | 約 0.5 % |

※認定要件

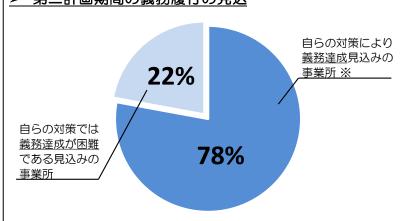
[低炭素電力]

CO2排出係数が 0.4t-CO2/千 kWh 以下 かつ再生可能エネルギーの導入率が 小売量ベースで20%以上又は低炭素 火力の導入率が小売量ベースで40% 以上

[低炭素熱]

CO2排出係数が 0.058t-CO2/GJ以下



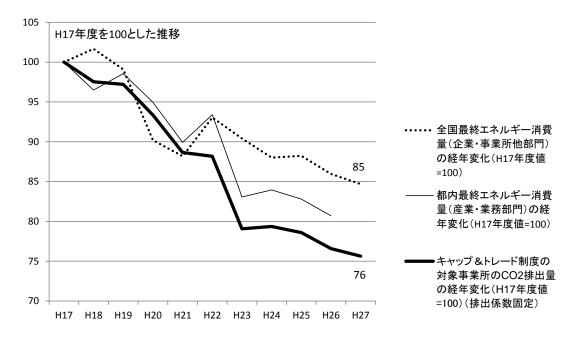


《平成 27 年度実績における削減義務達成割合》

- 約8割の事業所が、第二期 初年度に削減義務率以上の 削減を達成
- 第二期においても、多くの 事業所が自らの削減対策で 義務を達成する見込み
- ※ 平成 27 年度の排出量が維持される と仮定した場合、基準年度比の削減 率が第二期の削減義務率(17%又は 15%)を上回る事業所

(参考) 全国との比較

本制度の対象事業所における CO2 排出量の経年変化を全国及び都内の産業業務部門の エネルギー消費量の経年変化と比較すると、本制度の対象事業所は全国と比較し、継続的 かつ大幅に削減している。※



《全国(企業・事業所他部門)、都(産業・業務)及びキャップ&トレード制度対象事業所の CO2等削減の比較》

※グラフ中のキャップ&トレード制度の対象事業所における CO₂ 排出量は、CO₂ 排出係数を固定して算定しているため、当該排出量の推移は、対象事業所のエネルギー消費量の推移とほぼ同様となる。

【データの出典】

- ・全国最終エネルギー消費量:資源エネルギー庁 (http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/total_energy/pdf/stte_021.pdf)
- ・都内最終エネルギー消費量:東京都 (参考 http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/other/160712_GHG2014summary_syusei.pdf)
- ・都内大規模事業所の CO2排出量 (平成 17 年度から平成 21 年度まで): 東京都 (http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/attachement/zenseidomatome.pdf)